

一九四五年と韓国〔朝鮮〕の「民族解放」

李 相 瞳

キーワード

植民地支配体制	(a colonial rule of Japanese imperialism)
「民族解放」	(Korean Liberation)
「民族解放」論争	(an issue of liberation)
アメリカの占領政策	(American occupation policy)
アメリカ軍政支配	(a rule of American Military Government)

目 次

- はじめに
- 1 「民族解放」を巡る主体論争
 - 2 「民族解放」論の捉え方
 - 3 「民族解放」の真正な意味
- 終わりに

はじめに

韓国〔朝鮮〕は、日本帝国主義——以下、日帝と略記する——から成る植民地支配体制を免れて、今年で既に54年を迎えている。それ程多くの歳月が経ているにも拘わらず、日帝の植民地支配下に置かれた韓国〔朝鮮〕民族の

苦境の歴史と、その日帝に反対して民族の独立を求める韓国〔朝鮮〕民族の民族解放闘争、それに連なる「民族解放」とその意味を、我々は今迄どれ位正確に認識、或いは理解に努めて来ているのか、甚だ疑問である。日本と大韓民国——以下、韓国と略記する——、日本と朝鮮民主主義人民共和国——以下、北朝鮮と略記する——の間に友好関係及び、「不自然な関係」¹⁾が続いている今日、その「民族解放」の意味を検討して見ることは、無意味な作業ではない筈である。特に「民族解放」運動の歴史を背景として成立している韓国・北朝鮮と日本との関係を考える時、それは不可欠の前提である²⁾。

さて、第2次世界大戦以後、韓国〔朝鮮〕における民族国家の形成と進展過程は、その地政学・地経学的な「特殊性」によって、アメリカ・ソヴェトを中心とする国際的な政治・経済・軍事的力学関係として表出される世界国家システムから大きな影響を受けて来ている。第2次大戦直後、特に北緯38度線の以南——以下、以南と略記する——の場合、アメリカの軍政統治の3年間——1945年—1948年——³⁾を経ると同時に、アメリカは韓国〔朝鮮〕半島における自国の利益のために、友好的な「親アメリカ・反共保守的政権」を樹立する目的で、政治経済的問題に深く関わっている。更に「朝鮮戦争・韓国動乱」——1950年—1953年——以降は、以南における「冷戦構造・冷戦体制」政策の一環として、「韓国・アメリカ間の相互防衛条約——1953年——」の締結と膨大な量の経済的・軍事的援助を行なって来ている。

本稿は、韓国〔朝鮮〕半島における1945年8月15日、すなわち日帝による植民地支配体制から成る韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」と、その意味を今日に至る迄の幾つかの議論及び論争等を素材にして再検討⁴⁾して見よう試みているものである。1945年以降、主に韓国〔朝鮮〕半島における「民族解放」を巡っては既に幾つかの研究⁵⁾が発表されている。だがその幾つかの研究は、韓国〔朝鮮〕民族にとっての「1945年8月15日」の意味を十分に整理しているとは言い難いものとなっている。本稿においても、それらに対する全面的な解明は成し得ないかも知れぬが、韓国〔朝鮮〕民族にとっての8月15日、すなわち日帝の植民地支配体制から成る真正な「民族解放」の意

味を可能な限りで、整理して見ることにする。

1 「民族解放」を巡る主体論争

(1) 「民族解放」を巡る内・外因論

既に若干触れている韓国とアメリカ合衆国との政治・経済・軍事的利害関係を念頭に置くと共に、以下では韓国〔朝鮮〕における日帝による約35年の植民地支配体制から成る「民族解放」それ自体が韓国〔朝鮮〕民族にとって如何なる意味を持っているのか、又それが韓国〔朝鮮〕民族自らの力で勝ち取ったもの——勝ち取った「民族解放」論——なのか、さもなくば、全く他律的な力=外部勢力・連合諸国によって、謂わゆる「贋物」として韓国〔朝鮮〕民族に対して与えられたもの——与えられた「民族解放」論——なのかを整理して見ることにする。同議論に関する紹介は、李完範氏が比較的詳細に行なっている。その議論の内容は、概ね次の如くなっている。

今迄韓国学界においては、韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」は、外部勢力=外勢によって「与えられた民族解放」論が多くの論者——政府関係者及び学者——の支持を得て来ており、又それがほぼ通説として認められている。その結果「民族解放」を巡る主体論争は、余り盛んには展開されずにいるのが現状である。只その「与えられた民族解放」論の内部では、「民族解放」の意味をどう評価するかを巡る論争が展開されている。すなわち、「民族解放」を正に文字通りに解釈し、それ自体を「日帝の抑圧と植民地体制的搾取からの離脱〔民族解放〕」とする意味に捉えた上で、それを韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」として積極的に〔その自立性を〕認める立場と、それと違って「民族解放」の意味を消極的に捉える視角との対立である⁶⁾。

前者は「民族解放」それ自体が、例え「外部勢力=アメリカを始めとする連合諸国」によって与えられたものであると言つても、それ以後の政治的進展及び現状を積極的且つ肯定的に認める見方である。すなわち謂わゆる「民族解放」以後、「大韓民国」という「自主的独立国家」が樹立された事実を

以って、外部勢力によって光りすら奪われている〔日帝による植民地支配〕状況——植民地的状況——は既に無くなっていると言う状況を積極的に評価する見解である。同視角は、今日に至る迄韓国政府の公式の立場であると同時に、韓国学界を支配して来ている視角でもある。それに対して、後者は、確かに日帝の植民地状況は既に無くなっていると言えるが、それに代わってアメリカと言う外勢が存在する以上、真正な意味での「民族解放」とは言えないとし、「民族解放」の意味を消極的に捉えている見解である。

最近では、「民族解放」それ自体は第2次大戦後、連合諸国によって韓国〔民族〕に与えられた「民族解放」を意味するのではなく、韓国〔朝鮮〕民衆による日帝との直接的闘争によって自ら「勝ち取ったもの」である⁷⁾、とする新たな見方が出ている。そのような「民族解放」を巡る主体論争は、外部勢力と民族内部勢力〔独立運動勢力〕との力関係をどう評価するかによって規定される。すなわち、「民族解放」は、民族解放闘争諸勢力自らが勝ち取ったものなのか、或いは外勢の力によって与えられたものなのか、と言う対立視角である。両者を「民族解放」の原因究明の観点から見れば、前者はその原因を内部から求めると言う点で、内因論であるとすれば、後者はその原因を外部から求めると言う点で外因論⁸⁾であると言い得る。

(2) 「解放」を巡る主体論争と南・北学界

上記のような主体論争を具体的に見てみれば、概ね以下の如くなっている。先ず、「与えられた民族解放論——言わば、他律的な民族解放論——の立場を採る学者は、韓国〔朝鮮〕における「民族解放」の直接的な原因がアメリカ・ソヴェト等の連合諸国による日帝の打倒とそれに伴う「韓国〔朝鮮〕民族への独立賦与政策」に存在する⁹⁾と主張している。すなわち、韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」が連合諸国の韓国〔朝鮮〕民衆に与えた「贈物」であると捉える同見解は、韓国〔朝鮮〕民族が「民族解放」に寄与した自主的な力を度外視し、過小評価すると言う点で、問題点を呈している。と言うのは、上記の見解に全面的に従えば、アメリカ・ソヴェト連合諸国の勝利によって韓

国〔朝鮮〕に「民族解放」が与えられることになる故に、「民族解放」それ自体は、アメリカ・ソヴェトを始めとする連合諸国の力によって国際的に制約・規定・左右されざるを得ない¹⁰⁾ と言う説明になるからである。

上記のような議論に対して、韓国〔朝鮮〕民族の自力による「勝ち取った民族解放論——言わば、「自律的な民族解放論」——」が、1950年代の中盤以降、北朝鮮において既に台頭している。最近では韓国学界でも、それと同様の「民族解放」論が検討され始めている。例えば、李在和氏は、「韓国〔朝鮮〕における「民族解放」=連合諸国からの賸物」と捉える見解に対して、それは全く「反動的な見解である」と批判している。彼は韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」それ自体こそ「〔韓国〔朝鮮〕民衆が〕一日も休まずに日帝と闘って来た朝鮮〔韓国〕民衆の闘争力量〔民族的力量〕を基礎とする主体的成果である」¹¹⁾ と捉えている。だが、氏の見解は「反動的」と主張するのみであって、その内実を明確にせずにいる点で問題点を有している。

更に金日成を中心とする諸勢力も、「民族解放」直後の時点においては、ソヴェトを中心とする連合諸国勢力が、韓国〔朝鮮〕の「民族解放」に決定的な力として作用していると言う点に重点を置き、それに対する解釈を行なっている。すなわち彼等は、国際的な経緯を以て、韓国〔朝鮮〕の「民族解放」を解釈しようと試みている。同見解は、専らソヴェト側を中心とする「民族解放」論を展開する点で、一種の「他律的な民族解放論」と言える。だが同見解も、1950年代以降には「朝鮮人民解放軍」の「民族解放」における「寄与」という側面を、「民族解放」の意味を解釈して行く中で、次第に幅広く取り入れて来ている。上記の見解には、「他律的な民族解放論」から「自律的な民族解放論」へとその解釈の転換が見られる。

一方、金日成について言えば、韓国学会では、彼は1940年代にソヴェトに逃げ込み、「民族解放」の達成後、ソヴェト軍隊の一員として韓国〔朝鮮〕へ帰国している¹²⁾ とし、彼等の言う「寄与」の部分を否定している。他方、北朝鮮学界では、最初の段階では金日成が、ソヴェト軍の一員として「民族解放戦線」に参戦しているとし、韓国学界での見解とその軌を一にしている。

だが 1960 年代には、金日成の率いる「朝鮮人民解放軍」がソヴェト軍とは別途の自主的な部隊編成を有するまま、ソヴェト軍と緊密に提携して「民族解放戦線」に参加したと言う、言わば「[ソヴェトとの] 同伴 [的] 民族解放」論を打ち出す¹³⁾ に至っている。彼等の見解には論理的に一貫性がなく、更に具体性も欠いているために、その信憑性が疑われるを考えられる。

韓国〔朝鮮〕の「朝鮮人民革命軍」による日帝に対する総攻撃が開始されたその一週間後で、日帝は無条件に降伏している¹⁴⁾ と言う「祖国自主解放論——言わば、勝ち取った「民族解放」論——が 1975 年に打ち出されている。同視角に対して、それを批判的に捉え直そうとする視角が、70 年代半ば以降韓国学界で出され始めている。すなわち真正な「民族解放」それ自体が成し遂げられた、と言うものであれば、それ以降の時代が、「統一・自主独立国家」の時代に成っている筈であると言う、従来の見解とは相違なる新たな視点である。上述のような視角は、韓国〔朝鮮〕の「民族〔南北〕統一と自主化」という課題が達成されずにいる以上、韓国〔朝鮮〕の「民族解放」は、その真正な民族解放の意味を失わざるを得ない¹⁵⁾ と言うのである。

(3) 「民族解放」の課題と二つの見方

上述のような諸視角は、韓国〔朝鮮〕における「民族解放」の課題を、如何なる観点から捉えるかによって大きく二つに分けられると考えられる。

すなわち第一は、韓国〔朝鮮〕における南北の地政学的・地経学的な統一が成されていない現状を強調する一方で、現在の韓国がある程度の政治的独立を成し遂げたことを認める立場である。同視角は、韓国〔朝鮮〕における「南北分断」時代を起点とする「不完全な民族解放論」であると命名し得る。つまる所、同視角は現在の韓国〔朝鮮〕半島における分割状況を「南北分断」時代として捉えると共に、韓国〔朝鮮〕における「民族解放」の有する真正な意味は、「統一祖国の建設」に具現される¹⁶⁾ と見なしている。だが彼等は、「民族解放」によって植民地時代が「分断」時代へと連結性を持っています。転換されたことを以って、「民族解放」の全体的意味——新たな時代への開幕

及び転換点——自体を否定している訳ではなく、しかも「民族解放」が不完全であって、更に「破行的な形」で達成されていると捉えている。

第二の視角は、韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」それ自体を否定する、言わば「否定されている民族解放」¹⁷⁾論である。そこで言われる「民族解放」とは、日帝の植民地支配体制から成る「植民地性」を打破し、韓国〔朝鮮〕において自主的独立国家を樹立することによってのみ具現されることを指している。その点から見れば、現在の韓国社会は、未だに自主性が具現されずにいる状況に置かれているので、「民族解放」は否定されざるを得ない¹⁸⁾と言うのである。すなわち現在の韓国社会は、日帝の植民地体制が、韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」によって、その従来の植民地権力のみが交替——〔日帝の植民地支配権力者からアメリカの支配権力者へと〕——している、と言う状況に置かれているに過ぎず、韓国〔朝鮮〕の「民族解放」後の時代も「植民地性」それ自体は一貫し存続しいる¹⁹⁾と主張している。

同視角は、現在の韓国社会の自主性を認めず、同社会を未だに「植民地的社会」と捉える特徴を持っている。従って、「民族解放」それ自体は、日帝の植民地権力の韓国〔朝鮮〕からの撤退のみを齊している一つの「事件」に過ぎないもの、と見ていく。その点では、「民族解放」に対して日帝の撤退以上の意味を与える必要はなく、そのような状況の全責任は、アメリカ側にあると捉えている。すなわち「民族解放」の主体は、韓国〔朝鮮〕民族ではなく、アメリカであって、又アメリカが韓国〔朝鮮〕に占領して来るや、完全な自主独立と植民地秩序の徹底的な清算が不可能となる、と言うのである。その後も、植民地支配に同調した反民族勢力はアメリカ軍政下で再び登用され、「親日派」は親アメリカ派に替えられ、温存される²⁰⁾と捉えている。

2 「民族解放」論の捉え方

そこで筆者なりに韓国〔朝鮮〕民族にとって「民族解放」の意味するものと、それに対する捉え方を、上述のような韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」

を巡る諸論への批判との関わりで摘出して見ることにする。

韓国〔朝鮮〕民衆は、日帝の植民地支配下に置かれる約35年の間に真正な「民族解放」のために、完全な自主独立に向けて抵抗運動を続けて来ているのは、否定できない事実である。だが、それを以って「自律的な民族解放」論を主張するには、些か無理があると見られる。と言うのも、そのような韓国〔朝鮮〕民衆の抵抗運動自体は、韓国〔朝鮮〕民族の力で日帝を韓国〔朝鮮〕から完全に撤退させると言うような結果を招く迄には至らずに終わっているためである。そのことは、韓国〔朝鮮〕の「解放」が、真正な「民族解放」を意味する自主的な独立国家の建設へと直ちに直結されず、「南・北分断」とアメリカ・ソヴェト両国による以南・以北両地域における軍事的占領を伴う不完全なものに成っているその後の状況がそれを物語っている。

かと言って、当時の時点迄韓国〔朝鮮〕の「民族解放」のために寄与して来ている韓国〔朝鮮〕民衆の自主的力を完全に無視できず、寧ろ「民族解放」のための副次的な要因として認めるのが、妥当である。すなわち、万一韓国〔朝鮮〕民衆の独立に対する熱望や、韓国〔朝鮮〕の国内外における解放闘争勢力の持続的且つ熾烈な独立運動の闘争がなかったとすれば、連合諸国が韓国〔朝鮮〕に独立を与えようとしなかった筈である。実際韓国〔朝鮮〕国内外では散発的、非組織・非合法的な形で「民族解放」の直前迄独立運動勢力の解放闘争が持続的に行なわれて来ていることは明らかである。韓国〔朝鮮〕民衆は、言わば主体的「民族解放」のための準備と実行を同時進行的な形で行なっている。従って、それを軽視することは不可能である。

又韓国〔朝鮮〕民族に対して、日帝の植民地支配体制からの独立を初めて決定している「カイロ宣言（1943年12月）」や、その後の「ヤルタ秘密会談（1945年2月）」、次いで「ポツダム宣言（1945年7月）」でも韓国〔朝鮮〕民族の自主独立は再確認されている。だが、そのような議論の場には、韓国〔朝鮮〕民衆は全く参加できず、又アメリカを始めとする連合諸国の政治的取り決めに対しても影響力や発言権を行使することが不可能な状態に置かれる²¹⁾と言う状況下で独立の道を探る立場をも、不完全な「民族解放」の一因として

作用している。当時アメリカ側は、東アジアでは伝統的に強大国の利害諸関係が交叉する韓国〔朝鮮〕において、或る一国による独占的な支配体制を排除すると共に、アメリカ自国の影響力を及ぼし得る、謂わゆる国際的な「信託統治」政策²²⁾を積極的に検討することとなるのである。

だが、韓国〔朝鮮〕問題に関する具体的な方策及び方針等や、アメリカを始めとする連合諸国間の協定が合意できずにいる間に、日帝の無条件降伏を迎えると同時に、ソヴェト軍が北緯38度線の以北——以下、以北と略記する——を占領するや、アメリカは韓国〔朝鮮〕半島において、自国が支配可能な地域の至急な確保に迫られることになる。そのような状況下で、アメリカは「暫定的な軍事的境界線」として、「北緯38度線」をソヴェト側に提案している。ソヴェト側はその案が自国にとって利益と判断し、その提案を受託するや、以後の韓国〔朝鮮〕の運命を左右する結果を招き、結局それは韓国〔朝鮮〕民族の「民族分断」＝「南・北分断」の象徴と化するのである。

既述の如く、韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」が、アメリカを始めとする連合諸国の軍事的占領と、「南・北分断」とを伴うことになるという事実は、韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」それ自体が不徹底な「民族解放」であることを逆説に物語っている。すなわち韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」が、上述のような制約性を有する最も大きな理由は、それが韓国〔朝鮮〕民衆の自主的力のみで勝ち取ったものではなく、アメリカを始めとする連合諸國の力によって賛されたためであることを明確に示している。その点から見れば、韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」それ自体は、真正な意味の謂わゆる「民族解放」でもなければ、日帝の植民地体制的諸秩序に対する韓国〔朝鮮〕民衆による徹底的な清算〔後述〕をも意味しないことも明白である。

次章で詳細に検討する如く、韓国〔朝鮮〕半島における「民族解放」それ自体が、真正な「民族解放」となるためには、先ず日帝の植民地支配体制に同調している「親日派・民族反逆者」の処罰〔公職追放〕して、帝国主義勢力を徹底的に排除すると同時に、謂わゆる「買弁資本」を還収して「民族経済」・「国民経済」を復興させる上で、民主主義的自主独立国家を建設するこ

とである。それは又、当時の韓国〔朝鮮〕民族にとっての当面課題であるが故に、日帝の植民地支配支配から成る「植民地遺制」の徹底的な清算過程を通じてこそ、真正な「民族解放」を成し遂げる道となつた筈である。

3 真正な「民族解放」の意味

(1) 「民族解放」と民族的実践課題

上述のような議論が行なわれているものの、韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」は、日帝の韓国〔朝鮮〕における植民地支配体制の終焉を意味しているのであって、日帝による植民地支配体制下の経済的状況と、植民地支配体制時代の韓国〔朝鮮〕社会の性格に規定される民族的諸要求、すなわち真正な「民族解放」と、後進的なものの清算によって民主主義を実現するという要求を充足させる可能性を与える機会であった²³⁾と見られる。従って、「親日派」・「反民族勢力」の処罰〔公職追放〕、帰属財産・敵産〔従来日本人所有の財産〕——以下、帰属財産と略記する——の処分・払い下げ²⁴⁾と「土地改革・農地改革」等の植民地的遺制の清算問題は、「民族解放」された韓国〔朝鮮〕が遂行せねばならない緊急且つ切実な問題であった²⁵⁾。

それ故に日帝の植民地支配下で戦って來ている凡ゆる韓国〔朝鮮〕人の独立運動勢力は、そのような問題の解決策を何よりも重視しており、又その処理方向に関しても当時の時点で同運動勢力の間ではほぼ意見の一一致が見られている。すなわち、「親日派」・「民族反逆者」に対する厳しい処罰と、重要産業施設並びに謂わゆる帰属財産の国有化、土地の「無償没収・無償分配」がそれである²⁶⁾。又そのような実現の可能性は、韓国〔朝鮮〕民族の構成員の主体的な社会的実践努力によって現実的なものに転化される筈である。それを実現するための「民族的な実践課題」に関しては、朴玄採氏が最も的確に捉えている。彼の言う「実践課題」とは、概ね次の如くなっている。

すなわち、韓国〔朝鮮〕民族の真正な「民族解放」を実現するための「民族的な実践課題」としては、先ず第一は、韓国〔朝鮮〕民族の民族的な「自

主性」を実現する問題である。そのような民族的「自主性の実現」とは、外部勢力——謂わゆる「外勢」——に対して、韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」を一つの契機として、従来の植民地本国〔日本〕との関係を徹底的に清算する作業のみではなく、その他の如何なる外勢に対しても「自決の原則」を貫徹させ、内に向かってはその間の日帝の植民地支配体制に同調していた買弁諸勢力=「親日派・民族反逆者」勢力を清算することである²⁷⁾。

第二は、「民族解放」後の遅れているものの清算によって「近代化」を実現する問題である。その「近代化の実現」とは、「反帝・反封建」の原則に立脚する社会改革の過程において、遅れている遺制の象徴的な部門=農業部門の「半地主・小作關係」の徹底的な清算から始めることである。その結果、小農民経営により良い発展の道を与えると共に、日帝の植民地——韓国〔朝鮮〕——における経済的な基盤である「日本独占資本」とその手先である「買弁資本」とを回収して、国家的所有——国有化——を媒介にそれを「民族資本」に転化することである²⁸⁾。それによって、「国民経済」と「民族経済」との乖離を清算して单一のものに統一することのみでなく、「自主的民族国家」の経済的基礎としての自主的な「民族経済」を確立することである。

第三は、自主的な民族国家を樹立する問題である。それは、植民地支配のための統治機構の上部構造である専制的な性格を帶びている「朝鮮総督府=植民地支配権力」の様々な諸機構を、民主主義的改革、すなわち「市民的改革」の対象にして徹底的に克服し、過去日帝の植民地支配下の反帝国主義勢力である広範な民衆を主体として、日帝の植民地体制に同調した諸勢力が、新たに形成される政治権力に参加する可能性を排除すると共に、民主主義的手続きを基づき、新たな国家機構を創り出すことである²⁹⁾。

更に進んで、従来の植民地支配体制下における植民地的経済構造は、植民地支配体制下の植民権力の経済的基盤であると同時に、植民地支配体制下の政治的・社会的・文化的な状況を、その基礎から規定している。従って、韓国〔朝鮮〕民衆から成る要求の経済的内容は、植民地経済構造、すなわち農業における反封建地主・小作關係——日本人土地所有と韓国〔朝鮮〕人土地地主

——と、工業における植民地経済関係——日本人独占資本と所有資産及び韓国〔朝鮮〕人買弁資本——の清算である³⁰⁾と言えるのである。

上述のことを纏めれば、以下の如くなっている。すなわち、当時〔民族解放の時点〕の韓国〔朝鮮〕経済が直面していた諸課題は、①日帝の植民地支配体制から成る植民地的経済体制下の生産による収奪物の還収である。更にその日帝の植民地的経済体制から還収される収奪物は、そのような体制から「民族解放」される韓国〔朝鮮〕において新たに形成されるべき「民族経済」・「国民経済」の物質的土台となる筈のものである。②日帝による植民地的経済収奪のための植民地支配組織と、農業の半封建的生産関係を民主的方向に改革することである。上記のような二つの作業は、韓国〔朝鮮〕民族の主体的要求によって客観的に提起される経済的な課題となるのである。

すなわち、韓国〔朝鮮〕民族の日帝による35年に及んでいる植民地支配体制から成る「民族解放」の有する真正な意味は、経済的な側面から見れば、日帝による植民地支配体制から成るその植民地的経済体制、すなわち「植民地的遺産体制」を徹底的に粉碎・清算して「民族経済」を基盤にして「国民経済」を再び編成し直すことによって、「国民経済」と「民族経済」との乖離を徹底的に無くす所にあるべきものである。つまり、「民族解放」は、韓国〔朝鮮〕民族にとって一般民衆自らの民族的意志によって、「自主的な近代化」を実現することが出来る契機である³¹⁾とされたのである。

(2) 「民族的力量」と「南・北分断」

さて、上記のような韓国〔朝鮮〕民族にとっての真正な「民族解放」とそれに連なる韓国〔朝鮮〕における民主主義の実現への可能性は、「民族解放」後の韓国〔朝鮮〕の歴史的・政治的現実の過程では実現されることは出来ずにな終わっている。すなわち、「民族解放」後の韓国〔朝鮮〕における謂わゆる「解放政局」の混乱と、「南・北分断国家」＝「一民族・二〔体制〕国家」が樹立されることによって、日帝の植民地遺制の清算は、極めて不徹底であつたり、又遅延せざるを得なかつたのである。その理由については、様々な側

面から論ずることが出来るであろうが、特に重要なものとしては、自主的な「民族的力量」の不足と「南・北分断」とを取り上げられる³²⁾。

特に韓国〔朝鮮〕半島における「南・北分断」は、「民族解放」の当時の時点からも唯でさえ不十分である韓国〔朝鮮〕民衆の自主的な「民族的力量」を一層弱める一因となっている。つまる所、「民族解放」と同時に「南・北分断」が伴われることになるが、その「南・北分断」は二重の意味において外部勢力の介入を生むことになる。すなわち以南・アメリカ、以北・ソヴェトと言う分断を媒介とする占領の二重性である。更にそのような外部勢力の介入に対応せねばならない筈の韓国〔朝鮮〕民族の「主体的・民族的力量」の発揮は、当時の政治状況下で「民族的課題」の実現に制約を加える全ての要因を取り除ける程の強力なものには成り得ずに留まっている³³⁾。

結論を先に言えば、韓国〔朝鮮〕民族にとっての「民族解放」は、上述のような民族的な諸課題を実践し、平和と民主的な自主独立国家、更に「民族経済」・「国民経済」を、韓国〔朝鮮〕民衆が自らを主体にして形成し得る機会たるべきものであったのである。だが、韓国〔朝鮮〕半島における「民族解放」それ自体は、韓国〔朝鮮〕民族による民族解放運動〔解放闘争〕の最終的な勝利の結果として獲得されたものであるとは言い難く、それは直接的には第2次大戦の戦勝国であるアメリカを始めとする連合国間の戦後処理の副産物として与えられた解放と受け止められる。そのために、韓国〔朝鮮〕民族にとっての「民族解放」とは、当時迄に植民地的諸秩序を支えて來ている日帝は、一応除去されてはいるものの、「民族解放」それ自体が植民地的な体制の諸秩序の全ての清算を意味するものでは無くなるのである。

と言うのは、韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」と同時に、「従来の日帝の植民地支配体制へ同調している勢力」 = 「親日派・民族反逆者」勢力としての地主・買弁資本家階級は、政治的指導力を一応喪失することになる。だが、物的土台に関する限り、「親日派」勢力の所有する物的基礎は殆ど失われず、そのまま維持されることになるためである。その結果、「民族解放」直後の韓国〔朝鮮〕社会における対抗関係は、「親日派・民族反逆者」と日帝による植

民地的収奪の直接の対象となる労働者・農民階層とを始めとする広範な諸勢力との対立の軸として現れる³⁴⁾ ことになるためである。

(3) 民族的課題の実践のための前提条件

更に日帝の植民地下で潜在的に起きる可能性を有する階級的・民族的分裂、人口の移動、強力な官僚機構の遺産、民族解放闘争勢力の分散と孤立、地方における数多くの運動家の活動等々、それら全ての諸要素は、「民族解放」後の「改革・反改革」の政治的葛藤に影響を与えていた。その中で「市民的改革」に肯定的な影響を与えた側面は、日帝の植民地体制下の矛盾の深化によって労働者・農民を中心とする韓国〔朝鮮〕民衆が「反帝・反封建」の課題を遂行するために広範囲に動員された³⁵⁾ 点である。又海外からの、謂わゆる「帰還同胞」の大量の帰国は、「革命的な状況」を創り出す所に一助となり、更にその時点迄独立運動のために戦って来ている地方の民族運動家の再登場は、全国的に大衆を組織して行くことを可能にさせたのである。

その反面、民族解放闘争勢力の孤立・分散的な活動は、「民族解放」以後、特に以南における改革的な指導部の統合性を弱化させる一要因として作用している。例えば、左派諸勢力と、金九を中心とする重慶臨時政府勢力との間の対立、更に1946年の「新戦術」³⁶⁾ 前後の呂運亨勢力と朴憲永勢力との対立及び両左派勢力の分裂等々は、それを物語っている。一方で、地主・一部韓国〔朝鮮〕人資本家等の階級と日帝の植民地時代に警察官〔親日派〕として務めている経験を有する者を始めとする謂わゆる「親日派・民族反逆者」は韓国〔朝鮮〕における「民族解放」後に民衆の革命的進出に直面して「反革命勢力」となり、彼等はアメリカ軍政当局と言う外部勢力の支援と、日帝による植民地支配の遺産体制として残っている強力な中央集権的な官僚体制を利用して民衆の挑戦を物理的に鎮圧することとなる³⁷⁾ のである。

以上に見られる如く、日帝の植民地体制下において創り出され、又深化している矛盾の潜在的爆発性を前提にせねば、「民族解放」後の韓国〔朝鮮〕民衆の全面的な登場と、その「革命的熱気」の理解は殆ど不可能となる。更に

第2次大戦における日帝の敗戦とともに、その植民地体制の遺産として残っている反改革勢力及び強力な中央集権的官僚体制と民族解放闘争勢力の孤立・分散を考慮せねば、「民族解放」後の反改革勢力の暴力的対応と以降における革命〔左派諸勢力〕指導者の分裂的傾向を理解するのは、不可能となる³⁸⁾。従って、日帝の植民地支配によって、韓国〔朝鮮〕に残されている否定的な諸影響を軽視或いは無視するとすれば、「民族解放」後の、謂わゆる「解放政局」の激動的な状況を理解することは殆ど不可能になるのである。

おわりに

本稿では、1945年8月15日が、韓国〔朝鮮〕民族にとって真正な「民族解放」の意味を有するのか否か、を検討して行く中で、以下のような二点の知見が得られている。すなわち、それは①最近韓国・北朝鮮学界で出されている自律的な「民族解放論」は、アメリカ・ソヴェトを始めとする連合国の役割等から見れば、上述の如く些か無理があるという点である。そして②そのような真正な「民族解放」となるための民族的諸課題は、外勢=外部勢力によってある程度制約されて来ていると言う点である。

つまる所、韓国〔朝鮮〕における外部諸勢力は、韓国〔朝鮮〕民族の主体的な諸要求、或いは侵害されることの出来ない正当な権利を踏み躊躇り、彼等の利益に従って韓国〔朝鮮〕民族の国土を一方的に分割して占領している。例えば、アメリカの場合、韓国〔朝鮮〕民族を「アメリカ軍政」体制と言う名の下で支配することとなる。従って、韓国〔朝鮮〕民族の主体的諸要求は、殆ど受け入れられずに終わっている。又韓国〔朝鮮〕経済も、アメリカ占領当局の必要に応じて運営され、日帝の植民地時代の経済的矛盾は、その後もそのまま維持されることになるのである。その結果、韓国〔朝鮮〕の真正な「民族解放」の道は益々遠のいて行ったことが明らかになっている。

上述のような幾つかの論点においても見られる如く、韓国〔朝鮮〕民族は、自主的な「民族的諸課題」を実現するための自主的な「民族的力量」と、そ

のための萌芽を持っているにも拘わらず、韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」後の歴史〔現代（政治）史〕は、本稿の分析である程度示されている如く、韓国〔朝鮮〕における多くの内外的諸要因によって自主的「近代化」と「民族解放」に真正な「解放」の意味を与えることに失敗しているのである。

注)

- 1) 水野直樹、「コミニテルン第7回大会と在満朝鮮人の抗日闘争」歴史科学協議会編集『歴史評論』7号（校倉書房 1985年）48頁。
- 2) 同上論文 48頁。
- 3) 更に韓国——以南——におけるアメリカ軍による軍政統治期間が韓国〔朝鮮〕民族の現代（政治）史的な契機の中で占める位置は、日帝による植民地支配下の35年間に亘る植民地的従属社会の社会経済体制に後続し、それを契機として古くなる植民地的遺制を清算し、新たな近代化へ向けての自主的な民族的力量を創り出さねばならぬ歴史的時期に該当していると言う点で重要である。崔章集・鄭海亀、「解放八年史ノ総体的認識」崔章集・鄭海亀（外）編、『解放八年史ノ認識4——民衆抗争・武装闘争・文化芸術運動・韓国戦争ノ解明——』（ソウル：図書出版ハンギル社 1989年）18頁参照。
- 4) 韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」に関する筆者による初めての検討は、拙稿「韓国現代政治における『解放八年史』の政治経済的一考察——1945年の『民族解放』から1953年の『韓国動乱』の終結まで——」名古屋大学法学部編『法政論集』第156号（1994年7月）309～319頁参照。
- 5) 李在和、『韓国近現代民族解放運動史』（ソウル：図書出版白山社 1988年）；崔春玉、「解放の再認識」鄭哲洙（外）編『現代民族史の再認識』（扶邦出版社 1984年）；韓国語訳『現代民族史ノ再認識』（ソウル：図書出版グナル社 1989年）；韓国歴史研究会編『韓国史講義』（ソウル：図書出版ハンギル社 1989年）；科学院歴史研究所編・日本語訳『朝鮮通史』下（学友書房 1958年）；社会科学院歴史研究所編『朝鮮通史』下（平壤：科学百科事典出版社 1977年）；李完範、「解放三年史ノ争点」李完範（外）編『解放前後史ノ認識6——争点ト課題——』（ソウル：図書出版ハンギル社 1989年）参照。B. Cumings, *The Origins of the Korean War: Liberation and the Emergence of Separate Regimes, 1945, Vol. I* (Princeton: Princeton University Press, 1981) ; "American

- Policy and Korean Liberation”, F. Baldwin, (ed.) *Without Parallel : The American-Korean Relationship Since 1945* (New York : Pantheon Books, 1974). 参照。
- 6) 李 完範, 前掲論文 80 頁。
 - 7) 同上論文 78 頁。
 - 8) 同上論文 78 頁。
 - 9) 同上論文 78 頁。
 - 10) 同上論文 78 頁。すなわち, 韓国〔朝鮮〕における「民族解放」がアメリカを始めとする連合諸国によって決定——「民族解放」の規定性——されていると言う決定論的な見解は, 韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」直後, 韓国〔朝鮮〕国内の殆ど凡ゆる政治諸勢力に幅広く受け入れられて来ている通説である, とされている。だがそのような通説に対しては, 「民族解放」直後〔中間左派の〕民族指導者である呂運亨氏は, 「大抵朝鮮独立は, 単純なる連合諸国の膳物ではなく, 吾が同胞が過去 36 年間に至っている流血の闘争と革命を以て, 今日自主独立を獲得したものである」〔李 萬奎, 『呂運亨先生闘争史』(ソウル: 総文閣 1945 年) 265 – 266 頁〕とし, それを否定している。
 - 11) 李 在和, 前掲書 463 頁。
 - 12) 李 完範, 前掲論文 80 頁。
 - 13) 同上論文 78 頁。
 - 14) 同上論文 80 頁。
 - 15) 崔 春玉, 前掲論文 127 – 130 頁。
 - 16) 李 完範, 前掲論文 81 頁。
 - 17) B. Cumings, *The Origins of the Korean War, Vol. I*, p. 428.
 - 18) *Ibid.*, p. 428.
 - 19) *Ibid.*, p. 428.
 - 20) *Ibid.*, p. 428. その結果, 経済的な側面においては, 韓国〔朝鮮〕の「民族経済」は, 対アメリカ依存的経済体制に再編成されるに至っているとしている。
 - 21) 韓国歴史研究会編, 前掲書 356 頁。
 - 22) 謂わゆる国際的な「信託統治」政策に関する詳細は, 拙稿「第二次世界大戦後アメリカの対韓国〔朝鮮〕政策〔信託統治構想〕に関する一考察——韓国〔朝鮮〕国内の政治諸勢力の信託統治に対する反対運動を中心として——」名古屋大学法学部編『法政論集』第 164 号 (1996 年 3 月) 参照。
 - 23) B. Cumings, *The Origins of the Korean War, Vol. I*, p. 428.
 - 24) アメリカ軍政当局及び李承晩政権による, 謂わゆる「帰属財産」の払い下げに

についての詳細は、拙稿「第2次世界大戦後アメリカの対韓国〔朝鮮〕占領政策——経済政策〔帰属財産の処理〕を中心として——〔研究ノート〕」愛知学泉大学経営研究所編『経営研究』第11巻第2号（1997年11月）参照。

- 25) 鄭 在貞著・石渡延男（外）訳、『新しい韓国近現代史』（桐書房 1993年）81頁。
- 26) 同上書 81頁。
- 27) 朴 玄採著・滝沢秀樹訳、『韓国資本主義と民族運動』滝沢秀樹・安 秉直編『韓国現代社会叢書2』（御茶の水書房 1985年）97頁、200頁。
- 28) 同上書 97頁、200頁。
- 29) 同上書 97頁、201頁。
- 30) 同上書 97頁、201頁。
- 31) 同上書 97頁、201頁。
- 32) 同上書 98頁、202頁。
- 33) 尹 仁浩、「民族経済ノ歪曲」尹 仁浩・崔 章集（外）編『韓国社会研究3』（ソウル：図書出版ハンギル社 1987年）323頁。
- 34) 崔 章集・鄭 海亀、前掲論文 15頁。
- 35) 同上論文 15頁。韓国〔朝鮮〕においては、資本主義が十分と言える程迄は発達していない状態でも親日派・民族反逆者の処罰〔公職追放〕を始めとする植民地的残滓の徹底的な清算を要求する民族的力量と「土地改革」を始めとする封建的残滓の清算を要求する階級的力量が共に動員されることによって「反帝國主義」・「反封建主義」の民主主義革命と言う、「人民民主主義革命」は可能であったと言われている。同上論文 15頁。
- 36) 謂わゆる「新戦術」についての紹介は、拙稿「第二次世界大戦後アメリカの対韓国〔朝鮮〕政策〔左派抑圧〕に関する一考察——韓国〔朝鮮〕国内の左派諸勢力に対する『弾圧政策』を中心として——（3）完」、名古屋大学法学部編『法政論集』第172号（1998年3月）258—259頁参照。
- 37) 崔 章集・鄭 海亀、前掲論文 15頁。
- 38) 同上論文 15頁。